

書評

久保田洋著「入門国際人権法」

山崎公士

一
一九八九年は、イギリス権利章典三〇〇周年、フランス人権宣言二〇〇周年にあたり、その前年に世界人権宣言四〇周年を祝った輝かしく記念すべき年であった。しかし、他方で本書の著者を三八歳という若さで失う不幸を味わった年でもあった。

久保田洋氏は一九八一年からジュネーブの国連人権センターで人権担当官として、国連に対する人権侵害の通報を受け受理しその概要を作成する実務に従事し、また人権小委員会の拘禁問題に関する委員会の事務局長を勤めるなど、国際公務員として精力的に活動した。しかし、同氏の活動はこれにとどまらず、日本語・英語・フランス語で幾多の論

文を著し、また数多くの講演・対談等を通じて、国連での実務経験を生かして国際的人権保障の分野で国際人権の研究・啓発活動を展開した。また同氏は、一九八八年に結成された非政府間国際機構である反差別国際運動の創設にも尽力し、その英文機関誌“Peoples”創刊号の編集に携わったことでも知られている。

二

本書は、久保田洋氏が『週刊法律新聞』に一九八七年一月以降七五回に分けて連載した「国際人権法セミナー」の記事をまとめて刊行したものである。各回の記事は読み切りのかたちをとっているが、各回の記述には関連性があり、全体として読めば国際人権法の格好の入門書となっ

いる。
全体で七五回分の記述は、内容的には次のように整理できらるであろう。

- I、総説
- (1) 国際社会における人権保障 一―四
(2) 国際人権の実施 五―七
(3) 国際人権基準の設定 八―一〇
II、国際人権の実施 一―一三
(4) 国際人権基準の国内的实施 一四―一六
(5) 国際人権基準の国際的实施 一七―二〇
III、政府間国際機構による国際的人権保障 二一―二七
(6) 国連による国際的人権保障(総論) 二八―三三
(7) 国連人権委員会・人権小委員会・婦人の地位委員会・奴隷制度および先住民作業部会 三三―三六
(8) 人権諸条約の実施機関(規約人権委員会など) 三六―三九
(9) 国際的人権保障にあたる国連の機関(人権センターなど) 三九―四一
(10) 国際的人権保障にあたる専門機関(ユニセフ・ILOなど) 四一―四三
(11) 国際司法裁判所、刑事司法と国際人権 四三―四四

な部分である。ここでは、まず始めに、アパルトヘイト問題や民族自決権・植民地独立の問題を事例として、国連総会での人権問題の審議状況を明らかにし、また経済社会理事會の人権問題への関わりを説明する。これをうけて、国連の人権委員会・同小委員会、同小委員会の奴隷制度および先住民作業部会、ならびに婦人の地位委員会の構成・活動・問題点について七回にわたって比較的詳細に解説する。次に、国際人権B規約の実施機関である人権専門委員会(規約人権委員会)、国際人権A規約の実施機関としての経済、社会、文化に関する委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、アパルトヘイト条約の「三人委員会」が説明される。続いて、著者自身が勤務していた国連人権センターや国連難民高等弁務官事務所の任務などが紹介される。さらに、ユニセフ、ILO、ユネスコ等の国連の専門機関と国際司法裁判所の国際人権への関わりを解説する。著者は国連の人権担当官であったため、国連の国際的人権保障活動に直接携わり、または間近にこれを見聞しうる立場にあった。評者が仮に名付けたこのⅢの部分には、国連の実務家としての著者ならではの記述が随所に見られる。

「Ⅳ、非政府間国際機構(NGO)による国際的人権保障」にあたる部分(四四―六二)も一九回分が割かれてお

IV、非政府間国際機構(NGO)による国際的人権保障 四二―四三
(12) 国際的人権保障におけるNGOの役割(総論) 四四―五一

- (13) 国際的人権保障におけるNGOの役割(各論:アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会など) 五一―六二
V、地域的人権保障 六三―六六
(14) 地域的人権保障制度 六三―六六
(15) アジアにおける地域的人権保障の試み 六七―七五

三

以上のように、本書は大別すると五つの部からなっている。「I、総説」および「II、国際人権の実施」にあたる部分(一一―一六)は、本書のいわば総論である。国際社会における人権保障の意味と法的な枠組み、国際人権基準の設定の歴史的経過をわかりやすく説明し、国際人権基準の国内的・国際的実施の方法も解説している。

「III、政府間国際機構による国際的人権保障」にあたる部分(二七―四三)は、二七回分を費やした本書の中心的

り、本書の中で主要な地位をしめている。まず、「国際NGO」とは何か、国際NOGが国連との協議資格を得るための要件が説明され、国連との協議資格を得た「国連NGO」としての人権NGOが展開する人権実情調査や諸国への説得活動が解説される。こうした総論を踏まえて、次にアムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、赤十字国際委員会、列国議会同盟等の世界的規模の人権NOGの活動・実績・問題点等が解説され、また、オランダ人権研究所・ノルウェー人権研究所・デンマーク人権センターをはじめとする各国の人権研究機関の活動ぶりもあわせて紹介される。

最後の「V、地域的人権保障制度」にあたる部分(六三―七五)では、ヨーロッパ審議会の国際人権への関わり、ヨーロッパ人権委員会・裁判所による国際人権の実施、米州機構と米州人権委員会による国際人権の伸長活動、ならびにアフリカ人権委員会による国際的人権保障の取り組みが紹介される。これについて、「日本の位置するアジア太平洋圏においては、いまだに地域的人権条約や、地域的な機関はともかく、満足な人権教育・研修のための研究所すら存在しない」(二一六頁)ことが指摘される。本書の巻末の九回分は、アジアにおける国際的人権協力の可能性が、国連のコロンボ・セミナーや著者自身が講師として参

加したバンコクでの国連トレーニングコースでの議論や成果を紹介しつつ検討される。そして、アジアでは人権活動は難しいであろうが、アジアでの国際的人権保障の輪を広げるため、市民の参加可能な人権資料センターのような機構の設置を訴えて、本書は締めくくられる。

著者はこの訴えを述べた第七五回目の記事と「筆者あとがき」となった手紙を六月二五日にジュネーブ空港で投函し、国連ナミビア独立支援グループに参加するためナミビアに赴いた。そして、同月二八日にナミビア北部で事故のため急逝された。したがって、本書所収の第七五回の記事がまさに著者の絶筆となってしまったのである。

四

本書は、前記のとおり、『週間法律新聞』に毎回読み切りのかたちで連載された記事をまとめたものである。したがって、各回の分量は手ごろであり、しかも文章も平易なため読みやすい。評者は昨年度法学部の国際人権法のゼミナールの教材として同新聞の連載記事を用いたが、簡潔で分かりやすいため学生には好評だった。本書は国際人権法を学び始める学生や市民向けの入門書としては最適の書物であろう。

○年、評者による書評、『法学セミナー』一九九〇年一月号を参照)も併せて読まれることをお勧めする。

(信山社、一九九〇年)

本書は、国連人権担当官としての国連における国際的人権保障の実務経験に裏付けられた豊富な実例を紹介しつつ、きわめて具体的に解説されている。国際人権に携わる政府、政府間国際機構・NGOの関係者の息づかいが本書から伝わってくる。また、子どもの人権問題を国連機関に訴える方法を列挙する四三頁の記述に象徴されるような、たんなる研究者ではなかなか発想し、また書きえないような具体的・実践的な記述も、本書の魅力である。こうした点は類書に見られない本書の特徴といえよう。
なお、巻頭の安藤仁介教授による「はしがきに代えて」は、久保田洋氏の人柄と国際的人権保障にかける情熱をあまりとことなく伝えている。

五

国際的人権保障を促進し、充実させる推進力は、最終的には各国の市民の国際人権への認識と理解にかかっていると思われる。この意味からも、できるだけ多くの市民や学生に本書が知られ、読まれることを期待する。本書を読み、さらに深く国際人権法を学ぼうとする読者には、著者の『実践国際人権法』(三省堂、一九八六年)および著者の遺稿集『人間の顔をした国際学』(日本評論社、一九九

特集文字を学びたい

国際識字年と今日の課題

内山一雄

上ノ島の識字学級をたずねて

西田英一

国際識字年川西地区研究集会の取り組みについて

一九九〇年国際識字年川西地区研究集会実行委員会事務局

夜間中学の仲間たち

岩井好子

兵庫における宗教と部落問題④
部落問題の取り組みから学んだこと
鈴木重正

解放学級の周辺で 松下あさ子

兵庫県下部落史関係史料の紹介/第四回
御触書・諸願書関係文書 安達五男

ひょうご 部落解放

季刊40号
頒価1000円

海外ノート
ワルシャワプラハの街角で
小島達雄
兵庫県水平運動史関係年表/解放の視点/書評/県内情報/伊賀定盛さんの死を悼む/わたしも一言/グラビア 他